

### 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成26年8月1日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	小	島		隆
新潟県監査委員	梅	谷		守
新潟県監査委員	田	宮	強	志

平成25年度 包括外部監査結果に基づく措置内容  
 テーマ「病院事業について」

平成26年 7月 新潟県

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
1 病院経営の目標管理について			
(1) バランス・スコアカードの効果的な運用について			
意見 1	バランス・スコアカードの効果的な運用について	バランス・スコアカードの実効性を高めるためには、病院全体の目標の実現可能性を担保する部門長シートを必ず作成し、病院局等で確認することが望ましい。さらには、職員へのバランス・スコアカードの浸透を把握するため、隔年で実施している職員アンケートの質問項目に、バランス・スコアカードの理解度等について質問を追加することにより、経営目標やバランス・スコアカードの浸透状況を継続的にモニタリングすることも必要であると考え。	院長シートを踏まえた部門長シートの作成を原則とし、部門長シートは院長が確認を行う。 また、病院局では、院長シートと合わせ部門長シートの作成状況を確認する。 職員意識調査等において、職員へのバランス・スコアカードの浸透状況を把握する。
(2) 県立病院における業績評価指標及び目標値並びにアクションプランの設定について			
意見 2	県立病院における業績評価指標及び目標値並びにアクションプランの設定について	バランス・スコアカード（BSC）の目的に即したマネジメントシートの作成を担保するしくみを検討し、精度の高い経営管理を実施することが望ましい。	BSCの目的に即したマネジメントシート作成を行うため、適切な目標設定などシート作成の留意点の周知や責任者によるシートの内容確認を行うとともに、進捗管理や検証・改善を徹底しながら、精度の高い経営管理に努めていく。
2 県立病院の看護配置基準について			
意見 3	県立病院の看護配置基準について	看護師の配置については、診療報酬制度改定の動向も踏まえた上で、急性期病棟には手厚い看護配置を、それ以外の病棟には必要な看護配置を、といった病棟機能に応じた看護体制を計画的に整備することが望ましい。	看護師確保が困難な状況ではあるが、今後の診療報酬制度改定の動向を踏まえ、病棟機能に応じた看護師配置に取り組む。
3 看護職員の二交代制の導入について			
意見 4	看護職員の二交代制の導入について	病院機能を勘案した上で、看護職員の安全と新規看護職員の確保対策のためにも、看護現場の声を吸い上げ、二交代制の導入を検討されたい。	それぞれの病院・病棟の機能や職員のライフスタイルを勘案し、二交代制の有用性を検証した上で、導入を検討する。
4 会計窓口における収納業務について			
(1) 会計窓口における現金過不足について			
指摘 1	会計窓口における現金過不足について	病院は、現金過不足が生じた場合、委託先に対してその原因を調査させ、レジ担当者、金額、過不足が発生した原因、その対策等を記載した報告書を作成させる等、その取扱・処理方法を「医事業務委託 実施要領」に定める必要がある。	現金過不足が判明した場合の取扱・処理方法を、業務委託仕様書及び実施要領に定めた。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
(2) 医事会計システムのデータ変更（請求額等の訂正）について			
指摘 2	医事会計システムのデータ変更について	着服等の不正を防止するために、収納業務を担当する者以外の者が、「調定明細集計基礎データ」と、領収書及び領収書の控を照合し、訂正入力等の理由を確認し、医事会計システム上のデータが不正に変更・削除されていないことを適時に確認する必要がある。	受託責任者が毎日訂正入力を行った理由を検査し、不正変更・削除の有無を確認すること、検査結果を書面で病院に報告することを業務委託実施要領に定めた。
5 個人未収金の残高管理について			
指摘 3	個人未収金の財務会計システムの残高について	個人未収金について、個人別管理をしている医事会計システムの合計残高と、個人未収金の月別合計を管理する財務会計システムの残高は整合すべきである。不整合となっている原因を引き続き調査し、財務会計システムの残高をあるべき金額に修正すべきである。	不整合の原因を調査している。調査終了後、あるべき金額に修正する。
意見 5	個人未収金の財務会計システムの残高について	病院局では、医事会計システムと財務会計システムの残高に不整合が生じないように、医事会計システムと財務会計システムのデータリンクの仕組（連携）と両者に差異が発生する原因及びその対処方法をマニュアルとして整備し、各病院に伝達し、徹底を図っているところであるが、こうした現状を踏まえて、各病院に対して両者の照合結果を提出させる等、更に徹底することが望ましい。	改めて照合確認の徹底を図るべく、各病院に照合を依頼し結果の報告を求めている。
6 診療報酬の請求業務について			
指摘 4	入金差額について	一部の基金等を除きレセプトごとの振込額明細データ（実際の入金額の内訳）が病院に提供されていないため、入金差額のすべてを分析することは実務上困難と考えられるものの、差額が多額に発生した際には、請求金額の算定が誤っている可能性が高いため、原因を調査する必要がある。	差額の発生状況調査及び原因調査を実施する。
7 薬品及び診療材料			
(1) 薬品の実地たな卸状況について			
指摘 5	薬品の実地たな卸及び貸借対照表への資産計上の対象範囲について	調剤室の開封されている薬品や外来診療室・病棟で定数保管している薬品についても重要性を検討し、資産計上の対象範囲に含めるべきかどうか検討が必要である。	資産計上されていない薬品を調査し、必要に応じて薬品管理システムへの戻し入れ処理を行う。
指摘 6	薬品の実地たな卸の実施時点から年度末までの調整について	適切な財務報告を行う観点から、実地たな卸の実施時点から年度末までの入出庫について在庫金額に反映させる必要がある。	実地たな卸の実施時点から年度末までの入出庫を在庫金額に反映させた。
意見 6	薬品管理システムへの入出庫の入力について	実地たな卸時の帳簿数と実在庫数の差異の調査を適切に効率よく行うために、可能な限り、日々の入出庫を正確に薬品管理システムに反映できる体制を目指すことが望ましい。	システムを改善した上で、日々の薬品管理システムへの払出、返品入力を徹底する。
指摘 7	網羅的な実地たな卸の実施について	網羅的な実地たな卸を実施するために、システム上薬品管理室と調剤室の在庫を区分できないのであれば、実地たな卸の実施漏れがないことを、棚卸表を照合し確認すべきである。	複数箇所の棚卸表を照合し確認する等、たな卸の実施漏れを防止する。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
指摘 8	薬品管理システムの年度末残高について	貸借対照表への資産計上金額につながる年度末時点での残高について、品目ごとの残高に異常がないことを確認し、異常が発見された場合はその原因を特定し適時に修正すべきである。	残高確認帳票を検査し、異常がないよう適正管理に努めるとともに、システムを改善する。
(2) 診療材料の会計処理について			
指摘 9	診療材料の会計処理について	適切な財務情報の報告のみならず、適切な在庫管理を行う観点からも、年度末に未使用で重要な診療材料については、年度末に実地たな卸を実施し、貸借対照表に資産計上する必要があることから、在庫金額を把握できる仕組みの構築や実地たな卸の実施の体制などを計画的に整備していく必要がある。	在庫金額の把握の仕組みや実地たな卸の方法について、既に実施している他病院の状況等も調査の上、必要な対応の検討をすすめる。
(3) 薬品及び診療材料の購入管理について			
意見 7	薬品の購入管理について	薬品の検収業務について、実際の検収の実施者が責任を持って業務を行うため、また職務分掌の状況を明らかにするためにも、納品書には実際の検収の実施者が誰であるかを明確にすることが望ましい。	実際の検収の実施者が押印するよう検収体制を改善する。
指摘 10	診療材料の購入管理について	納入業者の不正請求につながる恐れもあるため、経営課では納品書の受付時に、各セクションの納入の確認帳票が適切に作成されており、納入が適切に行われているかを確認する必要がある。また、請求元の担当者の不正請求につながる恐れもあるため、物品請求伝票による発注は、請求元での科(課)長の確認が適切に行われているかを確認する必要がある。	適正な事務処理の徹底を図るべく、病院に通知した。 病院の会計事務指導においても、帳票等の確認を行い、改めて指導を徹底する。
(4) 薬品及び診療材料の価格交渉について			
指摘 11	診療材料の購買での経済性の追求について	物流管理システムでの品目コードの統一などにより、各県立病院間での購入情報の共有を促進し価格交渉を適時に行う必要がある。また、スケールメリットによる価格低減を実現できる品目については、共同購入の仕組みを構築する等、経済性を追求すべきである。	共通品目コードにより情報共有を促進し、スケールメリットを生かした価格交渉を実施した。
(5) 後発医薬品の導入状況について			
意見 8	後発医薬品の使用促進について	後発医薬品の使用をより推し進めるためには、使用促進のための目標の設定とそのフォローアップといった活動が必要であり、DPCによる診療報酬請求を行っている病院を中心に、県立病院全体としてより一層の使用促進を図るための取り組みを行うことが望ましい。	県立病院薬事委員会において、後発医薬品使用促進のため目標を設定し、フォローアップを実施する。
8 固定資産管理について			
(1) 県立病院の固定資産の管理について			
指摘 12	固定資産の管理について	現物確認を実施する目的を達成するために、現物確認の実施要綱やマニュアルの作成を検討する必要がある。	効果的・効率的な現物確認方法や実施要綱等の作成を検討する。
(2) 県立病院施設の中長期的な投資計画等について			
意見 9	県立病院施設の中長期的な投資計画等について	現在使用している改修年次計画表や取得時期を明記した管理表を活用しつつ建物等については改修金額を、高額医療機器については更新時期や更新金額を考慮しながら検討することが望まれる。	改修年次計画表と管理表に、更新時期や金額を織り込むなどの改善を検討する。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
(3) 宿舍の有効活用について			
意見 10	宿舍の有効活用について	その他の用途への転用・売却等も視野に入れて、県有財産である宿舍の有効活用を進めていくことが必要である。	他用途への転用など有効活用を促進する。
9 委託業務の契約について			
意見 11	委託業者との随意契約について	各年度の契約金額は仕様の変更もあり必ずしも前年度と同一条件の契約とは限らないため、一概に前年度と比較して契約金額が増加、あるいは据え置かれていること自体は問題ではないが、増加や据え置きの随意契約が多いということも事実であることから、同一業者と前年度から継続する随意契約を締結するに当たっては、契約内容や契約金額等について引き続き見直しの検討が望まれる。	引き続き、契約内容や金額等について必要な検討を実施していく。
10 人件費について			
(1) 給与計算について			
指摘 13	給与計算について	非常勤職員の時間外勤務手当について、勤務簿上の時間外勤務時間と異なる時間により計算された時間外勤務手当が支給されていたケースがあったが、入力者と別の担当者による読み合わせが適切に実施されていれば防止することができたミスであり、読み合わせの実施を徹底する必要がある。	読み合わせの実施を徹底した。
(2) 医師・歯科医師の時間外勤務手当について			
指摘 14	医師・歯科医師の時間外勤務手当の承認について	時間外勤務について適時に適切な承認者による確認を徹底して行うことが必要である。なお、監査の結果を受けて、監査時点以降、適切な承認者による確認を月次で行うこととしている。	適切な承認者による確認の徹底を図った。
指摘 15	医師・歯科医師の時間外勤務手当の支給時期について	医師等の時間外勤務手当が適時に支給されていなく、1～2ヶ月の遅れで支給されるケースが散見される。医師等の時間外勤務手当についても、他の職員と同様に規則に基づき適時に支給することが必要である。	医師等及び承認者に対し、時間外勤務命令簿の適時の事務処理を徹底することにより、支給時期の適正化を図った。
指摘 16	医師・歯科医師の時間外勤務実績について	実働時間の把握は、医師等の過不足状況や健康管理において必要な情報であり、実働時間の把握と管理を実施することが必要である。	実働時間の把握と管理を実施するため、要領を改正した。
意見 12	医師・歯科医師の時間外勤務手当について	医師等の時間外勤務手当は医師等以外の職員同様に、時間外勤務命令に基づく実働時間により算定した時間外勤務手当を支給し、手術を行ったことに対する手当とは区別して支給することが望まれる。	実働時間により算定した時間外勤務手当と、手術を行ったことに対する手当とを区別して支給するため、要領を改正した。
(3) 特殊診療手当について			
意見 13	特殊診療手当について	特殊診療手当の稼働額区分において使用する係数が適正な水準であり、合理的であることを県民に説明するためにも定期的に見直しの検討を行うことが望ましい。	定期的に検証を行い、必要があれば見直しを検討する。
意見 14	特殊診療手当について	手当の計算の基となる当月技術料収入は返戻・査定分も考慮した技術料収入により計算することが望ましい。	返戻・査定状況の調査を行い、必要があれば対応を検討する。